

質問回答（第2回目事前回答1.）

「俵ヶ浦半島自然観光公園化計画」策定に向けた民間提案募集」の提案募集に関する質問について回答します。

- 令和7年5月14日現在、第2回質問受付期間中であるものの、令和7年5月16日（金）午後5時までの提出期限となる参加表明書の受付に関するご質問であったため、質問回答の公表予定日前ですが、事前に回答を行うものです。
- 第2回質問受付期間：質問は引き続き受付しており、受付期限は令和7年6月10日（火）午後5時まで、質問回答の公表は令和7年6月17日（火）を予定しており、本市ホームページにおいて公表します。なお、質問が無かった場合はその旨を公表します。

番号	資料	ページ	項目名	質問の内容	回答
1	募集要項	9	2-2 スケジュール	(2) 参加表明書に関して、参加表明書を提出後に、構成員（構成法人）を変更（追加・削除）することは可能か。	①変更の可否について 「(2) 参加表明書の受付」の期限を令和7年5月16日としているのは、本公募に参加する提案者総数を把握し、その後の一次ヒアリングに向けた日程調整を円滑に進めるためです。また、本公募において、より有効な提案につなげることを目的に一次ヒアリングを導入していること、また、提案者においても一次ヒアリングの内容を受けて提案書を更新することができることに鑑みましても、「参加表明書の受付」時点ですべての構成員を確定させておく趣旨ではありません。 <u>したがって、参加表明書提出後であっても、(様式第2号) 参加表明書に記載の構成員（構成法人）を変更することは可能です。</u> ②変更の届出について 様式として追加しました「(様式第12号) 参加表明変更書」により提出してください。変更（追加）する構成員に関しては、様式第3号会社概要も必要になりますので、併せて提出をお願いします。 (次ページへ続く)

1	募集要項	9	2-2 スケジュール	(2) 参加表明書に関して、参加表明書提出後、構成員（構成法人）を変更（追加・削除）することは可能か。	③変更を認める時期について 一次ヒアリングへは、代表企業及び構成員に参加していただき、より効果的なヒアリングを行いたいと考えておりますので、（様式第12号）参加表明変更書の受付期間については、提案書（初稿）についての一次ヒアリング開催日の概ね一週間前とし、現時点では令和7年7月中旬までと想定をしています。 具体的な時期につきましては、別途、提案者へお示しする予定の（仮）一次ヒアリング実施要項中に記載します。
---	------	---	------------	--	--